

事 務 連 絡

令和元年 11月 1日

各都道府県

建設業担当部局 御中

国土交通省 土地・建設産業局

建設業課 建設業適正取引推進指導室

国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて（参考）

標記の件につきまして、別紙事務連絡のとおり、令和2年4月1日以降の地方整備局等における国土交通大臣許可に係る許可証明書の発行に関する取扱いについての運用を統一することといたしますので、参考としてお知らせいたします。

事 務 連 絡
令和元年 1 1 月 1 日

地方整備局等
建設業担当課長 殿

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課 建設業適正取引推進指導室

国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いについて

各地方整備局等においては、従来より、当該許可に係る建設業者の許可が有効であることを証明する「許可証明書」の発行手続きを行っていただいているところですが、同証明書を発行している本来の目的は、許可の更新の申請があった場合において、従前の許可の有効期限までに更新申請に対する処分がされない時は、従前の許可がなおその効力を有する（建設業法第3条第4項）ことを証明することにあります。

しかしながら、実際上は、許可の更新申請時期に関わらず、当該許可に係る建設業者が、公共工事の発注者や元請業者からの求めに応じるため、現時点における許可が有効であることを証明するための発行が多数となっているのが現状です。

一方、国土交通省では、ホームページにおいて、平成20年度より、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を稼働し、不特定多数の者が、随時、建設業許可業者に係る許可の状況を検索できる環境を整備しており、常時、建設業の許可情報を確認することが可能となっています。

つきましては、このような状況を鑑み、令和2年4月1日以降、地方整備局等における許可証明書の発行については以下のとおり運用を統一することといたします。

記

1. 建設業法第3条第4項の効力を有している場合に限り行うものとする。
2. 許可証明書の請求は、原則として、一の更新申請につき1回、発行部数は1枚限りとし、その期間は更新の申請の受付日から当該申請に対する処分がされるまでの間とする。
3. 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合や、許可証明書の使用目的が災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合はこの限りでない。